

第 2 期京都府教育振興プラン中間改定について

1 現行プラン概要

京都府教育振興プランは、教育基本法第 17 条第 2 項に基づく 地方公共団体が定めるよう努めることとされている「教育振興基本計画」である。

第 2 期京都府教育振興プラン（以下「現行プラン」と言う。）は、「目指す人間像」「はぐくみたい力」「教育に関わるすべての者が大切にしたい想い」という子ども中心の視点を京都府の教育の基本理念とし、その実現に向け、すべての施策に共通して持つべき視点として 3 つの施策推進の視点を掲げている。

2 中間改定の趣旨

現行プランの計画期間は、令和 3 年度から令和 12 年度までの 10 年間であるが、施策の進捗状況や新たな課題、社会状況の変化などを踏まえ、中間見直しを実施

3 中間改定時期

国や府における動きを踏まえ、令和 8 年度中に中間改定を実施
(改定後計画期間:令和 9 年度から令和 12 年度までの 4 年間を基本とする)